

令和 8 ・ 9 年度

競争入札参加資格審査

申 請 要 領

(県内建設業者用)

令和 7 年 1 2 月

宇佐市総務部行財政経営課

令和8・9年度宇佐市競争入札参加資格審査申請要領

（県内建設業者用）

1. 対象

宇佐市が発注する建設工事に係る競争入札等

2. 資格を申請できる者及び業種

次の各号の要件を全て満たす者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

- （1） 建設業法の規定により令和7年12月1日現在において、国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種
- （2） 審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種（現に申請中の者を含む。）
- （3） 令和8・9年度大分県公共工事競争入札参加資格審査を大分県知事に申請し、受付けされた者及びその業種
- （4） 宇佐市内に本店又は支店等を有する者については、市税並びに上水道料金（簡易水道を含む。）及び下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を完納している者であること。
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （6） 社会保険等の適用事業所において、適用対象外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者であること。

3. 申請書の提出先等

- (1) 場 所 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1
宇佐市 総務部行財政経営課（本庁3階）

TEL 0978-32-1111(内線 3381・3382) 【直通：0978-27-8117】

※行財政経営課以外の課(支所、出張所を含む。)には提出しないこと。

- (2) 期 間 令和8年1月5日(月)から1月30日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (3) 時 間 午前8時30分から午後5時まで(時間厳守)
(12時15分から13時を除く。)

※ 郵送等による場合は、令和8年1月30日(金)午後5時までに必着のものに限る。

4. 提出書類・提出部数

- (1) 「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に掲げる書類 各1部
なお、申請書の様式は、宇佐市独自様式とする。
- (2) 受付票(指定様式) 1部
- (3) 郵送等により提出する者は、宛先を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒(受付票の送付用) 1部

5. 提出方法

直接持参又は郵送等により提出すること。なお、宇佐市内に本店を有する者はA4ファイル(縦)に綴じて提出すること。

郵送等による場合は、封筒に「建設工事競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書するとともに、書留等の方法により必ず配達記録が残るようにすること。

6. 格付及び資格の認定

競争入札参加資格の格付及び認定は、大分県知事の格付けした等級及び認定した資格によるものとする。認定結果については、競争入札参加資格者名簿を行財政経営課で閲覧できるほか、市のホームページにおいても公表するものとする。なお、認定した者については、審査結果の通知を行わない。

7. 資格の有効期間

入札参加資格は令和8・9年度の2年間有効とする。

8. 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。

- (1) 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
- (2) 大分県知事から資格の格付又は認定が行われなかったとき。
- (3) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (4) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

9. 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

- (1) 建設業法第3条の規定による建設業の許可が効力を失ったとき。
- (2) 有効な総合評定値通知を受けていないとき。
- (3) 大分県知事から資格の取消し又は等級の格下げをされたとき。
- (4) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- (5) 暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

10. 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により変更の届出をすること。

11. 電子入札案件について

電子入札方式による入札案件については、競争入札参加資格の認定を受けた者であっても電子入札システムにおいて宇佐市への利用者登録が完了していない場合は入札に参加することができないものとする。

(県内建設業者)

競争入札参加資格審査申請書類一覧表

1. 競争入札参加資格審査申請書・・・宇佐市提出用

※代表者印(実印)を必ず押印すること。

(会社として法務局に印鑑登録しているもの)

※JIS規格第1・第2水準以外の文字(旧字等)が含まれている場合は余白に置換可能なJIS規格水準文字を記載すること。

2. その他市長が指定する書類

(1) 総合評定値通知書又は総合評定値請求書受付票の写し

※ 現在、経営事項審査を申請中の者は、審査に係る申請書類等の写し(大分県の受付印のあるもの)を添付し、結果通知後速やかに通知書の写しを提出すること。

(2) 工事経歴書の写し

※ 大分県知事に提出済の競争入札参加資格審査申請書に添付したものと同一書類を提出すること。

(3) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

※ 生年月日・性別も記入すること。

※ 代表者印を押印すること。

(4) 健康保険等の加入状況の写し

※ 大分県公共工事競争入札参加資格審査申請に添付したもの

(5) 官公需適格組合の場合の添付書類(※ 該当者のみ提出)

①官公需適格組合証明書(写し)

②事業協同組合等の組合員名簿

(6) 関連会社の状況調書(※ 該当者のみ提出)

(7) 使用印鑑届

※ 入札、見積、契約及び請求等に際して実印(法務局又は市区町村に登録した印鑑)を使用しないで、認印を使用する場合に限る。

3. 宇佐市内に本店又は支店等を有する者のみが提出する書類

(1) 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

※ 宇佐市内に本店又は支店等を有する者に限る。

※ 滞納が確認された場合においては、令和8年2月16日(月)までに完納したことを証明するもの(領収書等)を行財政経営課へ提出すること。

(2) 経營業務の管理責任者及び専任技術者等一覧表

※ 建設業許可申請時に大分県に提出した下記の書類(写し)を添付すること。

①「経營業務の管理責任者証明書(様式第七号(第三条関係))」など。

②「専任技術者一覧表(別紙四)」ただし、専任技術者に変更等異動があった場合は、「専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号(第三条関係))」も添付すること。

※ 「経營業務の管理責任者」及び「営業所の専任技術者」以外で、法律等により特定の事務所等において専任を要するとされている者がある場合は、その内容がわかる書類を添付すること。

(3) 技術職員名簿

※ 大分県公共工事競争入札参加資格審査申請に添付した技術職員名簿(令和7年12月1日現在に訂正等したもの)に記載されている技術者を記入すること。